京都家庭裁判所委員会(第25回)議事概要

1 日時

平成27年12月4日(金) 午後3時から午後5時

2 場所

京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

石原智香子, 市川ひろみ, 大島由紀子, 川田良作, 川村智, 北村哲夫, 小松琢, 佐藤卓巳, 白石史子, 惣脇美奈子, 西田敏光, 山口基樹(五十音順, 敬称略)

(京都家庭裁判所職員)

松井家事部上席裁判官,渡邊少年部上席裁判官,水木少年部裁判官,大貫首席家庭裁判所調查官,松本家事首席書記官,住野少年首席書記官,浅野次席家庭裁判所調查官,中城主任家庭裁判所調查官,藤田少年訟廷管理官,湯浅主任書記官,藤田事務局長,林事務局次長,桒田事務局総務課長,平手事務局総務課課長補佐,大浦事務局総務課庶務係長,及川事務局総務課庶務係員

4 テーマ

少年審判と被害者への配慮

- 5 意見交換(◎は委員長,○は委員,●は裁判所からの説明)
 - ◎ それでは、意見交換に入らせていただきます。先ほどの裁判所の説明で、わかりにくかったとことや疑問点などはないでしょうか。
 - 一つ目の質問ですが、審判の際に、本人の両隣に両親がいるのは、本人を支え、 一緒に考えるという意味でしょうか。両親がいる位置づけについてお伺いしたいの と、両親がいない場合はどうされているのでしょうか。
 - 二つ目の質問ですが、裁判所は、加害者と被害者のコミュニケーションを取り持つ役割があるという印象を持ちました。そこで、直接加害者と被害者がコミュニケーションをとるような場というのはあるのでしょうか。

三つ目の質問ですが、実際に被害者の人の意見が感情的で激しい場合に、どのように伝えるかということです。授業で学生と少年事件や少年法について、話をする ことがありますが、学生ですので、この前まで少年であったものですが、もっと厳 しく罰したほうがいいという意見も出ます。私からすると、そこまで厳しく言うのはなぜなのかというそういう可罰的なところは、コミュニケーションにとってあまりよくないのではないかと思ったところです。

● 審判への保護者の出席については、審判には基本的には出席すると、法律に規定されています。これは少年だけでは、緊張しますし、そもそも少年だけの問題ではなく、監護能力の問題もありますので、保護者も一緒に考える必要があるので、基本的には出席を求めています。保護者がいない場合ですが、昨今、片方の親で養育している場合や、場合によっては両方の親が養育を放棄している場合は、出席を求められません。また両親ともいない場合もあります。最初から保護者がいないことがわかっている場合には、少年友の会という組織の協力を得て、その組織の方に出席してもらうこともあります。

二つ目の質問について、直接コミュニケーションをとることは一般的ではなく、 私は聞いたことがありません。審判の場で、例えば意見陳述をするときには、被害 者から加害者である少年に対して、その審判の場で自分の意見を直接述べるという ことは可能ではあります。ただ被害者によって考え方が異なります。直接加害者を 見たくない、会いたくないという方もいらっしゃるので、裁判所としては、できる 限り被害者の方に配慮し、お気持ちをくんで、こういうオプションがあるというこ とをお伝えした上で選んでいただいている状況になっております。

三つ目の質問について,正に悩んでいるところで,少年法の目的は,刑罰を与えるのではなく,立ち直りをさせることです。特に少年は,大きい事件などで,少年鑑別所の中に入ったあと戻ってくると,先程のビデオのように,全くがらっと変わります。たった2週間,3週間,4週間で本当に人が変わります。変わる人たちというのが,若い子たちなんだなと感じます。そのような少年たちに,被害者の生の厳しい声を伝えると,更生しようと思った気持ちを削いでしまうかもしれません。その中でどこまでバランスをとって話をするのか,伝えたほうがいいのかは,個別の事案に応じて慎重に判断しているというのが現状であります。

○ 非常に興味深いお話で、少年事件の処理状況のグラフ中で、いわゆる審判不開始 等、不処分が非常に多いということに、私自身驚きました。その上で、この審判不 開始や不処分のそれぞれの事案の内訳、つまり、どのあたりがこの境界になるのか、 という内規のようなものが存在するのかをお聞きしたいと思います。といいますの

- は、統計上は少年犯罪は必ずしも増えてはいない。けれども、世間一般の体感治安は、どちらかというと犯罪が増加している印象が持たれていると思います。この審判不開始とか不処分が、もし軽微なものだという認識であれば、その事実をもう少し広く社会で共有したほうがいいのではないかと感じました。
- 審判不開始又は不処分の基準はありません。もちろん、少年の立ち直りということを目指しているわけですから、そのような教育的な措置の効果を確認する必要がある場合には、事案が軽微であっても、審判を開いて不処分ということになりますし、あるいは被害者からの被害感情などを審判の場で伝える必要がある事案についても、事案が軽微であっても、審判を開いて不処分とします。また、被害者側に落ち度が大きく、成人であれば刑罰的には大きくない場合でも、少年事件の場合は不処分としていることがあります。また少年事件の場合は全件送致主義を採用しており、捜査機関が捜査した結果、犯罪の嫌疑があると判断された事件はすべて、家庭裁判所に送致されます。これに対し、成人の場合は検察官が起訴猶予にするという制度があり、実際に検察庁に送致された事件が、すべて起訴されるというわけではありませんので、その点の違いも背景にはあります。
- 一つ目の質問ですが、審判の回数は平均がどれぐらいで、また一番長くて何回ぐらいあるかということを教えていただきたいと思います。
 - 二つ目の質問が、ストーカーなどつきまとい行為というようなものに関しては、成人の場合、親告罪で被害者の方から訴えないと、多分逮捕したりとかできないと思うのですが、少年の場合は、どのように取り扱っていかれるのか。多分高校生ぐらいになったら、やっぱり恋愛もするし、その中でそういったことも大人と同様なこともあるのではないか、また社会人もいると思うので、成人と少年の違いがありましたら、教えていただきたいと思います。
- 審判は通常1回で行っていることが多いです。ただ、試験観察の場合、最終処分を留保して、一旦その時点で身柄は釈放し、あるいはどこか補導委託をして、ある一定期間の少年の行動を見た上で、最終審判をするというような事件の場合には、何回か行うことがあります。いわゆる要保護性といいますが、その保護の必要性に関する調査については、事件が送致されてから家庭裁判所調査官が調査をし、その調査結果を踏まえて審判が開かれますから、第1回の審判の段階で、一通りの調査は終わっています。あと付添人がついている事件の場合、付添人の意見もその段階

で出そろっている状況にありますので、大体、多数の事件は1回で終わっているの が実情かと思います。

二つ目の質問ですが、実情は、警察、検察庁の捜査を踏まえて、裁判所に事件が 送致されるというのが大多数ですので、その段階で告訴手続がとられており、実務 的には成人と変わらないというふうに理解しております。

- ◎ 補足しますと、非行事実について争いがあると、別に審理をしなければならないので、それだけのための審判が行われることがあります。要保護性と言うのは、その少年の再非行を防ぐために、どういう処分がいいのか、大体は1回で決まりますが、不安定な場合には、例えば家庭に戻してみるとか、身元を引き受けて、住み込みで働ける委託先に預け、何カ月とかその様子を見て、もう一回判断しなければならない場合など、試験観察をして判断するということになります。
- 一つ目の質問は、自分の理解が正しいかどうかお尋ねしたいのですが、客観的に被害感情の大きさが、その処分の結果に反映するのであれば、不公平なことが出てこないのだろうかという疑問です。成人の場合と違って、立ち直りにポイントがあるので、立ち直りの可能性が、少年事件の場合は大きいのだと理解しました。

二つ目の質問ですが、私は、学校現場で教職員や子供たちの非行防止教室などを警察と一緒に取り組んでおります。今日はDVDを見て、少年が事件を起こした後、どのように処分がされていくかという部分の知識がよくわかったのですが、このようなことを一般的に、特に子供たちにまで知らせるべきなのか、又はそうでないほうがいいのか、非常に悩みながら見ていました。知らせればすごく効果があると思いながらも、逆にマイナスが大きいのではないかと。そこで、こういう制度は、一体どのように普及させようとお考えなのでしょうか。

三つ目の質問ですが、これは、警察にお尋ねする内容かもしれませんが、京都は 少年犯罪の1、000人当たりの発生率が全国でもワースト何位という非常に高い 数値です。この高さは、家庭裁判所で事件を扱っておられて、何か原因に思い当た るものがもしあれば、教えていただけないでしょうか。

● 意見陳述であるいは被害者調査の中で表われた被害感情が直接処分に影響を与えることはありません。したがって、被害者が非常に強い感情を持っていても、そのとおりの処分をすることはありません。ただ、その被害者がどれだけ怒っているか、その感情をどこまで少年が理解できるか、フィードバックできているか、その被害

をきちっと考えられているかは一番重要で、それがわからなければ、同じようなことをしたとしても処分の結果が変わってきます。成年の事件も同じような考え方をとっていますが、少年事件の方がよりその考え方が強いというような理解をしていただければと思います。また、このような手続について、少年に知ってもらうということは、非常に重要かもしれないと思います。

▶ 二つ目の質問ですが、中学校や高校と毎年1回、連絡協議会をしており、その中 で裁判所の手続や処分について説明しておりますので, 学校の先生方にはある程度, 伝わっているかと思います。多分、おっしゃっておられるのは、不処分または審判 不開始が多いことについて,少年が知ること,生徒たちが知ることはどういうこと なのかという点だと思います。先ほど説明したように、不処分または審判不開始の 事件についても、全件家庭裁判所は教育的措置をしております。面接の中で少年や 保護者に非行を振り返らせたり、どこに問題があったかを考えさせたり、これから どうすれば生活が改善できるか、再犯をしなくていいかということを、丁寧に振り 返えらせるという面接の中での働きかけもあり、個々少年に応じて、例えば万引き の被害を考える教室では、実際に本屋の店主に来ていただき、被害者はこんなふう な被害を被っているんだっていうことを丁寧に説明していただくというような個別 の働きかけをし、最終的に不処分や審判不開始というような形で終わっております ので、そこで子供たちに理解してもらえればいいのかなと思います。以前仕事をし た裁判所では、少年法は人格の変容を求めるという点において、成人事件よりも厳 しい処分をしているとおっしゃった裁判官がいます。そのとおり、確かに少年や保 護者に変わることを求めて働きかけをしておりますので、それが少年法の考え方か なと思います。

三つ目の質問ですが、京都の再犯率の高さについては、国を挙げての施策として 再犯抑制に取り組んでおりますので、家庭裁判所としても真剣に取り組んでおりま す。家庭裁判所調査官としては、どういう非行のメカニズムでこういう非行が起き ているのか、また再犯をしないためには、どういった処遇が必要かを、各家庭裁判 所調査官が勉強しながら、一つ一つの事件に向き合って調査をし、自己研さんや研 修を積んでいるところです。その結果を裁判官とカンファレンスをしながら、最終 的に有効な処遇を探すよう取り組んでいます。再犯の要因ということではないので すが、以前出ました犯罪白書に、例えば児童自立支援施設で生活した経験のある少 年は、成人してから実刑になる確率が非常に高いという統計やあるいは長期の少年院、1年間の処遇の少年院に生活している子たちが1回以下の親御さんの面会で終わった場合には、成人したときに実刑率が高くなるというような結果も出ております。一つの御参考までにお知らせします。

- 質問の前に、私は、家庭裁判所は、いわゆる法律の専門家の方々がたくさんいらっしゃると思っており、今日の説明を聞き、それに加えて、非常に高い人間性というか、そういうことが求められているんだという感想を持ちました。
 - 一つ目の質問ですが、先ほど、被害者配慮制度を利用されている延べ件数の紹介がありましたが、その事件の1件1件に対する割合というのは、どれぐらいなのでしょうか。
 - 二つ目の質問ですが、被害者の方が記録閲覧をしたり、あるいは意見陳述をするということは、勇気の要ることで、プライバシーにも配慮が必要かと思いますが、京都家庭裁判所ではどのように配慮をしているか、又は取り組みがあれば、お教えいただければと思います。
- 事件1件1件に対する数字的なものは、持ち合わせておりませんので、この場では御紹介はできません。
- それでは、何となく増えているという印象で結構ですので、どうでしょうか。
- ◎ 事件の中にはそもそも被害者のいない事件、例えば交通違反、大麻とかの薬物事件などがあり、全ての事件について被害者がいるわけではありません。また少年事件では、犯罪を犯していなくても、夜間徘回とかの類型で、ぐ犯と呼ばれていますが、そういうものも被害者がいないため、事件全体に占める割合は、ほとんどないに近いと思います。被害者配慮制度は、被害者の方に「言ってください」というよりは、今まで言いたくても、結果を知りたいと思っていても、できなかったことが問題ではないかと考えます。被害者も参加というか、言いたいという人に対して道を開くという制度なのではないかと思います。
- プライバシーの点を補足しますと、京都家裁だけではなく全国的な話で、例えば被害者の情報であるとか、住所や名前が、もしわからないようにしてほしいという依頼があれば、個別の対応を裁判所として行っていますので御参考までにお伝えします。
- 少年事件における男女比の割合について、教えていただけますでしょうか。

- 正確な統計を持ち合わせていないため、感覚としての回答となりますが、男子の方が多いと思います。例えば、少年鑑別所の収容人数においても、確か4対1か5対1程度ですので、恐らく全体的にも同じような傾向があるのではないかと思います。
- 「少年法」というネーミングが、よくないとずっと思っております。女性も含まれるということは、今の一般の日本人の感覚は、少年少女という言い方であって、少年法という形で、無意識に使ってしまうということは、どうなんだろうと思います。裁判所の資料でも、注釈で、「少女を含みます」とあえて書いてあったりしますので、法律自体をわかりやすく、我々が法律の名称を見てわかるようなネーミングがいいなと思いましたので、感想として述べさせていただきます。

被害者配慮制度ですが、制度として審判傍聴など色々な制度があるようですが、数字はほぼゼロに近い状況のようです。審判傍聴は、かなりリスクが伴うのではないのかと思います。また、逆に傷ついてしまうことも十分現場の中ではあるのではないかと思います。そのような場合、被害者に付き添う弁護士の利用は、どのような状況でしょうか。というのは、加害少年の方には付添人として弁護士がつきますよね。特に、昨年から付添い事件の対象者の範囲の拡大が行われていますので、多分、弁護士の関与が高まったと思うのですが、その当たりとのバランスについて、どのような印象をお持ちなのか教えていただけますでしょうか。

- 被害者参加の成人と同じように国選の付添人というようなものは、少年法にはありません。しかし、審判を傍聴するに当たって、例えば心身の重大な何かそういったトラウマになってしまうかもしれないというような具体的な状況があれば、相当な人を付添人として選ぶことになります。例えば保護者であるとか、場合によっては弁護士でもあるかもしれませんが、裁判所が認めているというような場合もあるかと思います。ただし、対象事件が非常に限られておりますので件数自体が少なく、そのようなケースは、本当にレアと思われます。また、被害感情が強い方は、トラウマになるかもしれないですし、そういった方は傍聴を希望されない方が多いのが実情かと思います。
- 被害者配慮制度及び被害者調査の制度について、良い制度だと思い聞かせていた だきました。

質問として, 審判に被害者の方が参加する場合, 部分的に参加できるのか, それ

とも希望すれば全部に参加できるのか。また、被害者の方が、審判情報にアクセスできる制度もあるということですが、この御時世、怒ってる人は、「自分で罰してやろう」みたいな風潮があって、知り得た情報をネットで拡散するなど公表した場合、どんな罰があるのか。新しい制度を導入して、実際利用した人の満足度はどの程度なのでしょうか。というのは、重大な事件であればあるほど、欲求不満が高まりそうな気がするのです。重大な事件は、審判後で少年院に入り、何年かしたら少年院から出て来ることになりますが、被害者は入口の部分しからず、重大な事件のときほど、被害者たちはすごく怒っており、本当に更生できるのかと思います。結果、更生したかどうかがわからない、何かねじれている構造だと思い聞いていました。

● 傍聴対象事件で、法律上の例外事由が心情を害するとかでない限りは傍聴することができます。裁判所としては、できる限り少年と傍聴者との席の配置を考慮するなど、被害者の方の意向に沿った形で傍聴をしていただいております。また、意見陳述では、家庭裁判所調査官に意見を述べる、裁判官に直接意見を述べる、また、審判期日で意見を述べることもできます。申し出をされた当事者の方の御希望に沿った形で裁判所は対応するということにしております。

満足度については、基本的に裁判所が配慮制度を活用するようにお勧めしている わけではなく、被害者の方が裁判官に訴えたい、あるいは裁判所に訴えたい、意見 を述べたいとか、情報を知りたいということで、アクセスをされていますので、そ れに対するできる限りの方策を提供しているという制度ですので、満足度につきま しては、何とも申し上げられません。

○ 先程のビデオでは、非行を起こした少年が少年鑑別所で指導を受けた中で、両親 との関係を再構築していくという、非常にいい話でしたが、被害者の方は、どのよ うに安定し、社会復帰をしていくのかが、ビデオの中では聞けなかったことは残念 に思っております。

私は、家庭裁判所の少年審判手続に協力させていただいて、少年の再非行防止のために役立つという目的で作られた京都少年友の会の会員です。審判で補導委託されることが決定した少年が、受託先へ行くときに両親の協力が得られない場合、緊急に日常生活に必要な品を揃えて少年に渡す活動をしています。付添人活動の件数が減少してきていることを友の会では問題にしています。それは他団体での付添人

活動が積極的になってきたことによるのではとも考えています。また、清掃活動については少年と裁判所側、少年友の会の会員とB. B. Sの学生グループとで活動をします。色々な方とコミュニケーションをとりながら、少年が社会に色々な人達がいて、色々な人達と話し合いながら2~3時間を社会生活の実体験する活動として、大切にしています。

少年友の会の活動をご理解頂ければと思います。

- ◎ 実際に、少年等の再非行防止活動に携っていらっしゃる方の御意見として、大変 うれしく思っております。
- 教育の世界では学校が、特にいじめ被害者のお母さん、その子供自身、スクールカウンセラー、担任が直接携わる形で、心の折れてしまった部分を、何とか学校へ来られるようにしています。また、加害の子を転校させるという一応の措置も、今日ではできるのでそのような被害者の立ち直り的なことは、学校ではおこなうようにしています。
- 一つ目の質問は、広報の関係について、この被害者配慮制度に関して、実務的にはどの程度御案内されているのでしょうか。なぜかといいますと、この間、御存じのように犯罪被害者週間で色々シンポジウムがあり、実際に当事者のお話を聞いていますと、いろんな制度ができているにもかかわらず、なかなか知られてない。一通り手続きが終了した後、そういう色々な被害者に対する制度が設けられているということを知っても、今さらどうしょうもできないと被害者の方がおっしゃっていました。どの程度、この少年審判に関しての配慮制度を実際に被害者の方に伝えているのか、実際にでも、体感でも結構ですけど教えていただけないでしょうか。

二つ目の質問は、新聞社の立場として、新聞社が取り扱うような社会的に影響が大きい少年事件は、大体、家庭裁判所で検察官送致されるのが多く、我々も少年法の趣旨を何とか伝えたいと担当は思っているのですが、実はなかなか理解されません。一般的かもしれませんが、処罰ではなくて更生のための法律なのだから処罰ではないと幾ら説明しても、何でこの程度で済むのかというような話になってしまい、感情的なものが先立つことがあります。少年法の趣旨、あるいはその効果、あるいは現実というのを、できれば広く伝えていきたいと我々マスコミとしても思っておりますが、なかなか難しいところです。特に難しさは、そういう趣旨が違うことを伝えるのが一つ、もう一つは、少年のプライバシーの問題があるので、その事件自

体を我々が取材して、活字にするのが極めて難しい。裁判所の方でも、なかなか対応していただくのは難しいのは理解をしております。事実上、弁護士を通じて取材をするということになってしまうが、広く少年法を、あるいはその少年審判というのを社会に理解をしてもらうためには、一定の広報や啓発というのは随分必要になってくると思います。どの程度まで可能なのか、どういうふうに取り組むべきなのかというのを考えておられるのか、教えていただけますでしょうか。

- ◎ 被害者配慮制度についての広報としては、被害者がいる方にパンフレットを送るという形で、あとはお問い合わせに応じるということになると思います。それから、裁判所の広報では、毎年テーマを決めて、例えば、後見制度や少年について、若干の広報を行いますが、常にその少年法の趣旨はこうであるとか、そういう広報はしていません。こういう家裁委員会を通じて、皆さんの御意見を聞きながら、理解もしていただきたいというところにとどまっています、時々、その年度のテーマとして、今年は少年審判で若干の広報をするというようなことがある程度です。
- 委員の皆さん方からお伺いした意見を、私なりに感想というか、補足的にお話します。まず、学生が非常に今、厳しい見方をしているというのは、実は私もロースクールで学生を教えている関係で、非常によくわかります。子供は、我々よりもさらに共感性がどんどん欠如していって、その異質なものを排除する、あるいは同調性圧力というのが、どんどん今の日本は高まっていると思います。非行した少年は異質なもの、あんな少年は厳しく処罰すればいいといった短絡的な意見感想が出てくるのではないかという気はしています。統計上増えていないですが、体感上、重大化、凶悪化とかのキーワードが氾濫していることについて、それに対してきちんと説明しなければならないと思います。我々法律家、弁護士もそれから裁判所も含めて、深く反省しなければいけないですし、やはり言葉を尽くして説明していかなければならないかと思います。報道のタイトルの打ち方とか、客観的に正確な事実を伝えていかないと、今のこの少年法や少年審判というのが、国民に理解されないのではないかと気にしています。

次に、少年審判手続や少年法をどこまで伝えれば良いのかを悩ましく考えておられるというお話について、裁判所もそれなりに広報をされておられますが、それが 正確に少年あるいは一般国民に伝わってはいない。また知らないところでいつの間 にか少年審判が行われ理解が深まらない。深まらないからこそ、法律改正に当たっ ても議論が深まらないっていう悪循環に至っていて,ここは本当にこの家庭裁判所委員会の委員の皆さんに,ぜひ,こうしたらいいのではと意見を言っていただければ良いと思います。この家庭裁判所委員会っていうのは,家庭裁判所の運営に関して,広く国民の意見を反映させる場なので,こうしたらいいっていうことを言っていただきたいなと思います。

また、被害者制度を利用した人の満足度はという質問がありましたが、満足度は どうだったのかをフォローアップして、その上で次の運用に工夫していくっていう ことが、裁判所もまた法律家も必要ではないかという意見を持っています。

あと、被害者の痛みがどこでどのように受け入れられていくのかについて、本当に学校、あるいは私も、付添人で事件にかかわったときには、必ず、その被害者の方に私自身、頭を下げに行って、どのようなことで困っているかをお伺いし、そのお困りをきちっと付添人として消化できるものは消化していきますし、付添人の領域を超える場合には、その専門家につなぎ、あるいはその同僚の弁護士を紹介して、その意見を裁判所に反映しなければいけないというような形で、被害者の感情を慰撫することを努めているつもりではあります。こうしなければ、いつまでも、少年法は甘いとか、少年審判は甘いというふうな形で批判を浴び続けるので、私自身はそうしているつもりです。被害者の苦しみを弁護士自身が受けとめることが、付添人活動の第一歩だなと私自身は思って、それを少年にわからせてこそ、内省だと思い、これまで付添人活動をやっております。

さらに、少年審判の広報と啓発をどう取り組むかについて、本当に悩ましいところで、私自身も記者の方々から取材や電話で聞かれたこともあるし、できる限り協力しているほうだとは思っていますが、それでも、まだ満足されない、最終的な審判を大人と同じように見たいんだというような意見を言われる記者の方もいます。少年法の良さを正確に記者の方々にも理解していただいた上で、お互いに少年法のよさ、少年審判がどういう特徴があるのかを、国民の皆さんに知ってもらい裁判所職員の皆さん個々の一人一人は、本当に一生懸命担っておられるので、生き生きと国民の皆さん、市民の皆さんに伝えていただけたら、ありがたいと思っています。

○ 子どもの権利条約について、加害者にも被害者にも伝えてほしいなと思います。子どもの権利条約の理念というのは、子供一人一人として尊重されるというものですので、刑法司法の分野でも、子供は大人と分けて扱いなさいということが書いて

います。でも学生さんは知らないので、大人目線で、可罰的な発言をするため、子供は子供として尊重される、一人一人加害者であろうと被害者であろうと尊重されることを、広く新聞社の方にも頑張っていただけたらと思います。

- 少年犯罪は、戦後すごく多かったですが、ずっと減ってきています。その事実をなかなか御存じない方がやっぱり多い。その中で、今20歳か18歳かという議論があります。この厳罰主義で、しかも18歳が大人、少年法18歳までというところに行ってしまうのが、どうなのだろうか、よくないのではないかと、私の意見としては持っています。京都の発生率は高いのですけど、それでも減ってきています。子供の数が減っているのもありますけど、発生率も落ちてきていると思います。とにかく、同調圧力、ピアプレッシャーっていうんですかね、厳罰主義っていうふうになるのは望んでないです。
- ◎ どうもありがとうございました。今日も、本当に皆様にいろいろ御意見や御質問をいただき、私自身、とても楽しく、色々な角度のお話を聞けたことを、非常にうれしく思っております。

本日は、どうもありがとうございました。